

ちゅうおう 消費者だより

- P.1 中央区消費生活展 2019
P.2~3 キャッシュレス決済のしくみと注意点
P.4 キャッシュレス・消費者還元事業
消費生活相談Q&A

第176号

令和元年10月

編集発行

中央区
消費生活センター
☎3546-5332
ホームページ
<http://chuo-consumer.genki365.net/>

消費生活展
案内

中央区消費生活展 2019

～快適なくらしを求めて～

日時

11月4日(月・祝)
午前10時～午後3時30分

会場

月島区民センター
1階ロビー・会議室

安全で快適なくらしに役立つ情報を幅広く紹介します。
スタンプラリー参加者には、素敵な景品を用意しています。

- (主催) 中央区・中央区消費者友の会
(協賛) パルシステム東京・生活協同組合コープみらい
(一財) 関東電気保安協会・東京ガス株式会社
(一社) 全国清涼飲料連合会・東京都下水道局
東京都計量検定所・東京都水道局



中央区消費生活展 2018の様子



中央区消費生活センター 相談窓口のご案内

消費生活相談
専用ダイヤル

☎03 (3543) 0084 ☎03 (3546) 5727

相談日時 月曜日から金曜日まで 午前9時～午後4時(祝日・年末年始を除く。)

所在地 〒104-8404 東京都中央区築地 1-1-1 中央区役所1階
<http://chuo-consumer.genki365.net/>

契約や解約に関するトラブル、クーリング・オフの方法や商品の品質、事故等についての相談を専門の相談員がお受けしています。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

VEGETABLE
OIL INK

キャッシュレス決済のしくみと注意点

キャッシュレス決済とは？

キャッシュレス決済とは、現金を使わない決済手段のことを指しますが、新しい決済サービスが次々と登場しています。

現金取扱いコストの負担が減る、訪日外国人のインバウンド需要が取り込める、購買情報をマーケティングに活用できるなどのメリットがあるため、キャッシュレス決済を導入する事業者も増えてきました。

政府は 2025 年 6 月までに、キャッシュレス決済比率を 40% まで引き上げる目標を掲げています。

そのため、消費増税後にキャッシュレス決済で買い物をした消費者には、ポイント還元が受けられる制度を設けたり、店舗の端末導入負担を補助するなどして、キャッシュレス決済の普及を後押ししています。

キャッシュレス決済の特徴

- 現金を持ち歩かないため、盗難や紛失のリスクが減る。
- 小銭を取り出す手間が省け、会計待ちの時間が短縮される。
- ATM から現金を引き出す手間が省け、両替も要らなくなる。
- 取引履歴が残るため、トラブル時にお金の流れを追うことができる。
- 電力を使用するため、災害などで停電の際に決済ができない。



利用時の注意点

決済方法の特性を理解し、よく考えてから利用しましょう。

決済サービスの利用規約をよく読みましょう。

不正利用の防止のため、パスワード管理を厳重にしましょう。

カードやスマートフォン紛失時の連絡先を確認しておきましょう。

不正利用や解約済みの契約の引き落としに注意して、必ず利用明細を確認しましょう。

さまざまなキャッシュレス決済

● クレジットカード

商品の購入やサービスを受ける時に、クレジットカード会社が代金を立て替えて店舗に支払い、利用者が後からクレジットカード会社に代金を返済する仕組みです。

カード発行の申込みの際には、クレジットカード会社の審査を受ける必要があります。多くのクレジットカードには、国際ブランドマークが付いており、海外でも同じ国際ブランドの加盟店でカードを利用できます。

返済方法には、一括払い、分割払い、リボルビング払いなどがあります。



● 電子マネー

貨幣価値をデータ化して受け渡す仕組みで、基本的には発行会社から事前に電子マネーを購入（チャージ）し、支払いに使う前払式（プリペイド型）ですが、あらかじめクレジット会社と契約し、買い物後に口座引落としなどで支払う後払式（ポストペイ型）もあります。

残高が一定額を下回ると、自動的にクレジットカードや銀行口座から補充される機能（オートチャージ）があります。

残高の記録媒体により、紙、磁気、IC型、サーバ型に分かれます。

サーバ型は、コンビニやインターネット上でID番号を取得し、残高をサーバで管理します。



● デビットカード

銀行口座の残高から支払いをする方法です。店舗などでのお支払いの際に、銀行のキャッシュカードの提示と暗証番号の入力で、預金口座から購入金額を即時に引き落とす日本独自のJ-Debitと、クレジットカードのシステムを利用する国際ブランドのデビットカードがあります。

クレジットカード会社が発行するデビットカードには、カード番号だけを発行するカードレスのインターネット専用デビットもあります。



● スマホ決済

ICチップが組み込まれたスマートフォンを使う「タッチ決済」とスマートフォンに専用のアプリをダウンロードし、バーコードやQRコードを読み取り決済する「QR・バーコード決済」があります。

審査が不要で、スマートフォンを持っていれば誰でも使うことができます。また、送金や割り勘機能などのサービスに対応しているものもあります。

機種変更やアプリのインストールなどの手続きが必要なため、スマートフォンの利用に慣れていない場合は、慎重に利用を検討する必要があります。



キャッシュレス・消費者還元事業

キャッシュレス・消費者還元事業は、令和元年 10 月 1 日の消費税引上げに伴い、引上げ後 9 か月間に限り、お近くの対象店舗で、キャッシュレス決済を使って代金を支払うとポイント還元が受けられるというものです。

- **ポイント還元率** 5%または2%（原則は購買金額の5%。一部の中小規模の店舗では2%）
- **ポイント還元期間** 令和元（2019）年 10 月～令和 2（2020）年 6 月
- **事業に関する問合せ（消費者向け）** ☎ 0120-010975
受付 平日午前 10 時～午後 6 時（土日・祝日を除く。）
- **ポイント還元事業 URL** <https://cashless.go.jp/>

「キャッシュレス・消費者還元事業」を悪用した事例にご注意ください。

経済産業省やキャッシュレス決済事業者が、キャッシュレス・消費者還元事業のために、対象となる中小・小規模事業者や消費者に対して電話で口座番号をヒアリングすることはありません。

消費者へのポイント還元の流れ



対象となる店舗



このマークのお店が目印

主な対象キャッシュレス決済手段

クレジットカード	デビットカード	電子マネー (プリペイド)	QRコード
✓ 後払い ✓ 与信あり	✓ 即時払い ✓ 与信なし	✓ 前払い (事前チャージ) ✓ 与信なし	✓ スマートフォン ✓ 他の決済手段を紐づけ

出典：経済産業省 HP キャッシュレス・ポイント還元事業（キャッシュレス・消費者還元事業）消費者向け説明資料 (https://cashless.go.jp/assets/doc/consumer_introduction.pdf)

消費生活相談Q & A



Q

スマートフォンに「利用料金の未納があります。連絡がなければ法的手続きに移行します。」というメールが届いた。誤って関係のない動画配信サイトの広告をクリックしてしまったことを思い出し、あわてて問い合わせ先に電話をすると、「延滞金を含め 30 万円になるが、本日中に支払うなら 15 万円にする。」と言われた。指示されたとおりに、コンビニでプリペイドカードを購入し ID 番号を伝えたが、詐欺にあったのだろうか。

A

相談員からの
アドバイス



電子マネーを悪用した架空請求の手口です。コンビニでプリペイドカードを購入し ID 番号を連絡すると、相手はプリペイドカードの金額をインターネット上で使うことができます。一度連絡をしてしまうと、相手に使われる前に電子マネー発行会社に利用停止をしてもらえない限り、被害の救済は困難です。あわてて相手方に連絡を取らず、怪しいと感じたら、まずは消費生活センターに相談してください。